

# 新潟市介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金のご案内

介護サービス事業を行う法人が、介護職員のキャリアアップを図るため、  
介護職員に対する研修や、資格取得・更新に係る経費などを**法人が負担する場合**、市が補助金を交付します。

補助の対象となる法人	新潟市内で介護保険法に規定するサービスを行う法人（次の1～5の事業は除く） 1 （介護予防）居宅療養管理指導 2 福祉用具貸与（介護予防を含む） 3 特定福祉用具販売（介護予防を含む） 4 住宅改修（介護予防を含む） 5 （介護予防）訪問看護
補助の対象となる職員	新潟市内の事業所に勤務する介護職員等（ただし、施設長などの管理職員は除く）
補助の対象となる経費	○報償費：講師などに対する謝礼 ○負担金：資格取得に係る受講料等 ○旅費：鉄道賃、宿泊料などの実費 ○消耗品費：1品3万円未満の物品（活動に必要な物品、事務用品などに限る） ○印刷製本費：資料、パンフレット、冊子など印刷経費 ○使用料賃借料：研修会場などの会場の使用料：機器又は物品の借上料 ○その他：上記以外で、事業に必要であると市長が認めたもの ※法人が支出した経費が補助対象です。（法人の決算書などで支出が確認できる必要があります。） ※旅費（交通費）については、新潟市の旅費の運用基準に準じることとしますので事前にご相談ください。 ※旅費（交通費）を申請する場合は、領収書の写しのほか、交通経路を示す書類等を添付してください。
補助の対象とならない経費	●飲食費（外部講師の飲食費も含む） ●市が経費を負担する事業で研修参加費などを市に支払った経費
補助の対象となる研修	○事業所内で外部から講師を招いて行うキャリアアップに係る研修、接遇マナー研修など ○介護職員等を資格取得（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護支援専門員研修、介護職員基礎研修）のために、外部に派遣する研修など ※施設管理者などの管理職を対象とした研修や他制度による補助金を受けている場合は対象外です。
補助金額	<b>対象経費の2分の1以内（上限10万円）</b> 事業完了後に交付します。
申請方法	所定の申請書類を、事業着手の <b>10日前</b> までに高齢者支援課へ提出してください。 郵送可。ただし、事前チェックのため、持参を推奨します。 <b>事業着手には研修費用の支払いも含まれますのでご注意ください。</b>
留意点	○申請順で受け付けます。申請額が予算額に達した時点で、年度途中で受付を締め切る場合がありますのでご了承ください。 ○申請は、一法人あたり、年度内に一回のみ可能です。 ○事業実績報告書は、補助事業完了後1か月以内又は事業実施の年度末（3月31日）のいずれか早い時期に提出してください。 ○研修の実施においては、十分に感染対策を講じてください。 感染対策のためにかかった経費についても補助の対象となります。

申請  
窓口

新潟市福祉部高齢者支援課  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1  
電話番号:025-226-1295  
メールアドレス:koreisha@city.niigata.lg.jp

申請書類はこちらから

